

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）

令和元年 12 月 6 日
総務省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（以下「基本方針」という。）に基づき、令和元年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和元年度）」（以下「年次計画」という。）を定める。

1 電気通信事業分野における市場動向の分析

1-1 電気通信事業分野における市場動向の分析

電気通信事業分野における各市場の競争状況等について分析を行う。競争状況等の分析に当たっては、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容、電気通信事業者等により公表されている各種データ等、電気通信事業者及び利用者へのアンケート結果、電気通信市場検証会議におけるヒアリング¹結果等を用いることとする²。

令和元年度においては、最近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ、以下の観点に特に留意して分析を行う。

固定系通信

令和元年7月から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が提供するFTTHアクセスサービスの卸売サービス（以下「サービス卸」という。）の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はNTT東西に変更できる仕組み（以下「事業者変更」という。）が開始された。このため、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握する。

移動系通信

¹ 必要に応じて実施。

² 総務省が市場検証の過程で収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

移動系通信市場においては、令和元年10月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）が施行されたところである。このことに加え、MNOの新規参入により、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極めることとする。

固定系通信と移動系通信との関係

固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスとの垣根が今後更に低くなることが予想されることや、サービス卸の普及等により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスについて、同一の事業者から提供を受ける最終利用者が増えてきているといったことなど、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析を行う。

1-2 I o T向け通信サービスに係る競争状況の評価に向けた考え方の整理

移動系通信市場においては、I o Tの進展に伴い、通信モジュール³の契約数の占める割合が増加傾向にあるところ⁴、この傾向は今後更に加速するものと考えられる。

従前の市場検証においては、「スマートフォン・フィーチャーフォン向け通信サービス」と「I o T向け（移動系）通信サービス」の両方を包含した「移動系通信市場」を画定した上で、競争状況の評価等を行ってきているところであるが、両サービス間に需要の代替性は認められず、また、市場の成熟度にも大きな違いがみられることなどを踏まえると、これらを分けて市場動向の分析をするなどの対応が必要であると考えられる。

I o T向け通信サービスは、現時点において黎明期にあり、特に5G導入により競争環境に大きな変化が生じるものと考えられるが、今後の動向も見据えつつ、本格的な競争状況の評価の実施に向けて、現時点において考え方の整理を行うことには意義があるものと考えられる。そこで、令和元年度においては、関係事業者（電気通信事業者・I o T向け通信サービスの利用者等）等へのヒアリング及びアンケート調査等を通じて、I o T向け通信サービス（及びその補完サービス）に係る取引実態について情報収集を行うとともに、諸外国にお

³ I o T/M2M向けの（移動系）サービス。

⁴ 平成30年度末時点において、MNOが提供する通信モジュールの契約数（卸電気通信役務に係るものを含む。）は、2412万となっている。

ける議論の動向等も踏まえ、以下の論点等について一定の整理を行った上で、競争状況の評価を試行的に実施することとする。

- ・ I o T向け通信サービスとしては、3G、LTE、セルラーLPWA⁵といった、免許が必要な周波数帯（携帯電話回線）を用いるもののほか、免許が不要な周波数帯を用いるアンライセンスLPWA⁶が存在し、さらに、光回線（FTTH）による提供も考えられるところ、これら通信サービス間の代替性が、どのような用途においてどの程度みられるか。
- ・ （上記の論点と関連して）MNO以外の電気通信事業者がセルラーLPWAサービスを提供するためには、MNOから卸提供を受ける必要があるが、I o T向け通信サービスを提供するに当たりセルラーLPWAを取り扱うことができることが、電気通信事業者間のI o T向け通信サービス分野における公正な競争を確保する上で、どの程度の重要性を持つか⁷。
- ・ 電気通信事業者によるI o T向け通信サービスについては、これと補完するサービス（デバイス、I o Tプラットフォーム等）と一体で提供がなされるケースが多くみられるが、I o T向け通信サービス分野における電気通信事業者間の競争状況を分析・評価するに当たり、補完サービスの存在をどのように取り込んで考えるべきか。
- ・ 上記のほか、競争状況の分析・評価に当たって留意・注視すべき事項（電気通信事業者間の公正な競争に影響を及ぼす可能性がある取引条件など）や、関係事業者から定期的に取得すべきデータはないか。

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制を基本とする電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の実効性を確保するため、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収や業務改善命令等を行うこととする。

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTHの契約数におけるNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方

⁵ 低～中速の移動に対応し比較的伝送速度の速いeMTC（Cat.M1）、少量のデータ通信向けのNB-IoTの二種類がある。

⁶ SIGFOX、LoRaなど。

⁷ 「モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書」（平成31年4月23日）第5章4において、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要性について指摘がなされている。

で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、F T T Hの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、N T T東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「N T T東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、N T T東西及びN T T東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、その際、令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特にMNOが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換ええない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。

【確認対象】

- (1) NTT東西
- (2) 卸先事業者（MNO及び総務省が選定する事業者⁸）
- (3) （必要に応じ）MNOが提供するサービスの利用者等
- (4) （必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なF T T H事業者
- (5) （必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者

【確認項目】

対象者	確認項目
(1) NTT東西	<ol style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
(2) 卸先事業者	<ol style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等 （キャッシュバック・広告表示等の利用者誘引施策に係る確認を含む。） ④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
(3) （必要に応じ）MNOが提供するサービスの利用者等	○ 上記(2)③括弧書きに係る事項
(4) （必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なF T T H事業者	○ 同上
(5) （必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者	○ 同上

⁸ 卸先事業者が提供するサービスも含めたF T T Hに係る苦情相談件数は、減少しているものの依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

MNOが第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）を中心とした3グループに実質的に収れん、寡占化している状況にあつては、MVNOにもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確保することが必要である。

今年度、二種指定制度の接続料算定における将来原価方式の導入及び全国BWA事業者に対しての二種指定制度の適用といった制度変更に加え、各MVNOにおいて5Gが導入されることを見込まれている。そうした環境変化の中、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) MVNO（総務省が選定する事業者⁹⁾
- (2) 二種指定設備設置事業者
- (3) 全国BWA事業者¹⁰⁾

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1)MVNO	○将来原価方式の導入、全国BWA事業者の二種指定及び5Gの導入の中でのネットワーク提供の条件等
(2) 二種指定設備設置事業者	○ 同上
(3)全国BWA事業者	○ 同上

⁹⁾ 一定規模以上のMVNO等。

¹⁰⁾ 令和元年12月24日以降、Wireless City Planning 株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社が二種指定設備設置事業者となる（令和元年総務省告示第181号）。

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により電気通信事業法第30条第1項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「市場支配的事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。なお、平成27年法律第26号による電気通信事業法の改正において、移動系通信における市場支配的事業者¹¹に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人(電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの¹²。以下同じ。)に対する不当な優遇に限定している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (3) 上記(1)の契約の相手先¹³
- (4) 上記(2)の特定関係法人
- (5) 上記(1)から(3)までの競争事業者¹⁴

¹¹ 令和元年12月現在では、株式会社NTTドコモが該当。

¹² 令和元年12月現在では、NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

¹³ 一定規模以上の電気通信事業者。

¹⁴ 一定規模以上の電気通信事業者。

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該業務に係る料金その他の提供条件等 ③ 禁止行為規制遵守のために講じている措置及びその実施状況
(2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定関係法人との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 特定関係法人との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 特定関係法人以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約 ④ 禁止行為規制遵守のために講じた措置及びその実施状況
(3) 上記(1)の契約の相手先	<ul style="list-style-type: none"> ① 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(4) 上記(2)の特定関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(5) 上記(1)から(3)までの競争事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① (1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例 ③ (1)の禁止行為規制適用事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例 ④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

3 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリング

基本方針3（3）において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングを実施することとした事項のうち、「①モバイル市場の競争環境に関する事項」については、電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響、固定系通信も含めた競争環境などについて、評価・検証を行うこととする。

また、「②ネットワーク中立性に関する事項」については、帯域制御の運用基準に関するガイドラインの見直しに向けた議論¹⁵やゼロレーティングに関する指針の策定に向けた議論¹⁶が現在進められているところであり、これらの制度整備がされた後に、電気通信市場検証会議の下にワーキンググループを設置し¹⁷、モニタリングを実施することとする。

4 電気通信市場の検証

上記1から3までの結果を踏まえ、分析対象とした各市場について、公正競争環境が確保されているか、利用者利便が確保されているかといった観点から、検証を行うとともに、翌年度以降の市場検証の実施に当たっての課題等を整理する。検証結果及び翌年度以降の課題については、年次レポートとして取りまとめるとともに、翌年度の年次計画に反映させることとする。

5 実施スケジュール

本年次計画の策定後、電気通信事業分野における市場動向の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を順次実施し、令和2年7月（目途）に年次レポート（案）及び令和2年度年次計画（案）を作成する。

令和元年度年次レポート及び令和2年度年次計画については、意見募集を経て、令和2年8月（目途）に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

¹⁵ 固定通信事業者、移動通信事業者等の関係業界団体で構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において実施（総務省はオブザーバー参加）。

¹⁶ 「ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ」において実施。

¹⁷ 「①モバイル市場の競争環境に関する事項」に係るワーキンググループとは別に設置する。

